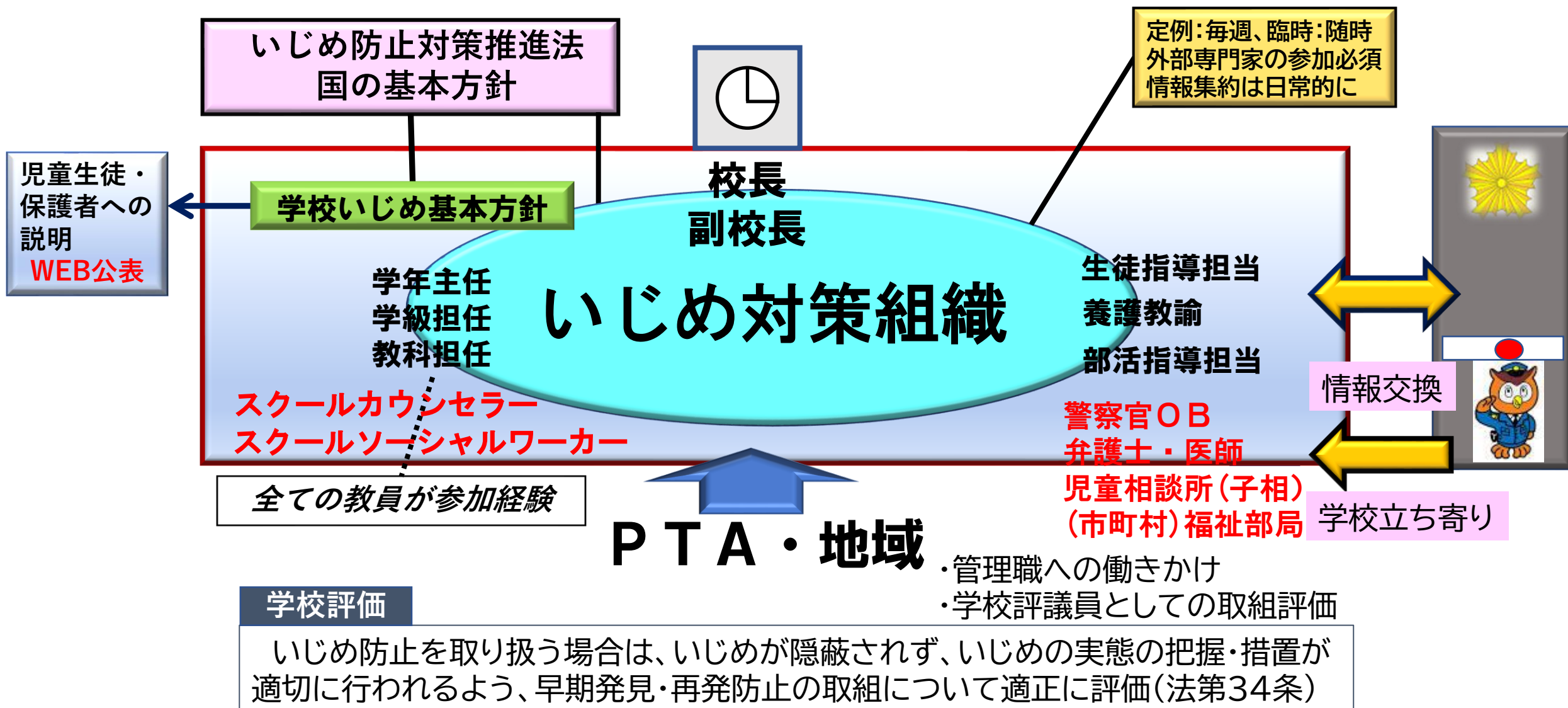


いじめへの(組織的)対応について

組織的に対応する学校 (イメージ)



いじめへの(組織的)対応について

組織的ないじめ対応の流れ

いじめ発見

① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「**いじめ対策組織**」に情報(アンケート結果を含む)を集約
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる

② 指導・支援体制を組む

- 「**いじめ対策組織**」で指導・支援体制を組む
(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

- 学級担任等が抱え込まず、「**いじめ対策組織**」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

③-A

子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に**寄り添い支える体制**をつくり、**いじめから救い出し、徹底的に守り通す**
- いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあっても**いじめに向かわせない力**を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報、補導や逮捕、保護処分で更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒**に対しても、**自分の問題として捉えさせる**とともに、いじめを止めることはできなくても、**誰かに知らせる勇気をもつ**よう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問**等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

学校いじめ防止プログラムとは・・・

学校いじめ防止プログラム

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P24】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じていじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。)

学校の教職員により、共通理解・共通行動を！

「〇〇〇学校いじめ防止プログラム」(例)

月	取 組 内 容	備 考
4月	・学校運営協議で「いじめ防止基本方針」(以下「方針」)を説明 ・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達及び共通理解) ・生徒会主体による「あいさつ活動」「良いところ見つけ」(継続実施)	※毎月3日は「いじめを見逃がさない日」とし、啓発活動を行う
5月	・校内「いじめ対策関係者会議」の実施 ・PTA執行部会・PTA総会で「方針」説明 ・学校だより、HP等による「方針」等の発信 ・いじめアンケート(1)実施、教育相談実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・生徒会による「〇〇学校宣言」の啓発活動(継続実施) ・ICTを活用した子どもの健康サポート「アプリ」の活用 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」(外部含)の実施	
6月	・「いじめ防止強化週間」(6月〇〇日～7月〇〇日) ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施 ・教育相談アンケート(1)実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
7月	・「いじめについて考える日」7月〇〇日 ・職員会(夏季休業日前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	第1回県いじめ実態調査 夏季休業中の指導
8月	・〇〇市生徒会サミット ・職員研修会(いじめ防止に関する研修会) ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
10月	・いじめアンケート(2)実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でいじめ防止対策) ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
12月	・教職員取組評価(学校評価)アンケート ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施 ・教育相談アンケート(2)実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回県いじめ実態調査 冬季休業中の指導
1月	・いじめアンケート(3)実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
2月	・生徒会いじめ防止活動のまとめ ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」(外部含)の実施 ・学校運営協議会等で「いじめ防止に向けた取組と現状」の報告 ・校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
3月	・校内「いじめ対策関係者会議」の実施 ・1年間の振り返りと次年度の取組計画検討 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ実態調査 問題行動調査(文科) 春季休業中の指導

早期発見・事案対処マニュアルとは・・・

早期発見・事案対処マニュアル

学校において、いじめを早期に発見し、事案に対して素早く対処するために、いじめに関する情報を受けてからの流れ(通報→情報共有→適切な対処の在り方→事後対応)について、分かりやすく記載されたマニュアル

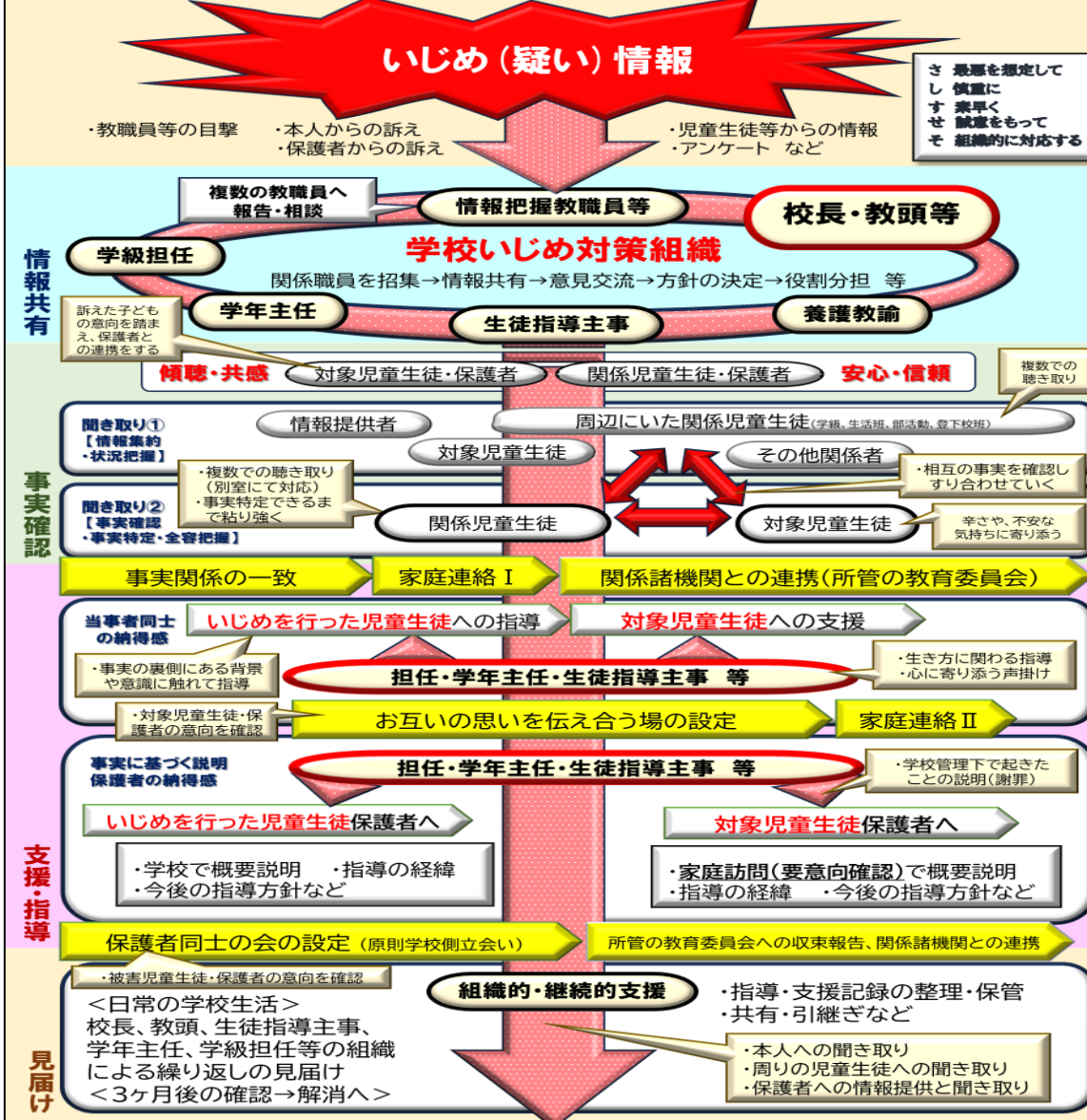
【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P24】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

また、アンケート、いじめの通報 情報共有 適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め
〔**早期発見・事案対処のマニュアル**〕の策定等)、・・・

学校の教職員により、共通理解・共通行動を！

早期発見・事案対処マニュアル(例)



いじめ対処チェックリストと教職員の資質能力向上を図る校内研修

いじめ対処チェックリスト

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P25】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。

教職員の資質能力向上を図る校内研修

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P25】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

学校の教職員により、共通理解・共通行動を！

第3回 いじめ防止チェックシート【教職員用】（小・中・義）

氏名

1～5の記述内容で正しいものに「○」、正しくないものに「×」を付けてください。
また、6は、考えたことを職員で交流してください。

○基本編（法や基本方針等に関すること）		○×
1	いじめの認知は、特定の教職員のみで行う。	
2	児童生徒2人がけんかをしているように見えたので、2人の行為をとめて事情を聞き取ったところ、双方が「ふざけ合っていただけ」と説明した。指導した教員は「けんかもいじめとなり得るから気を付けるように」と諭し、それ以上の対応はしなかった。	
3	いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。	
4	「いじめ」には「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。	
5	いじめの定義における「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の児童生徒を指し、学校外の塾などの集団も含まれる。	
○応用編（事案への対応に関すること）		
6	●関係する児童（A：小学3年生女子 B：小学4年生女子 C：小学5年生男子） 2月上旬、Aは担任に「BとCの2名から、下校中に容姿をからかう言葉を複数回言われた」と訴えた。担任はAに「次に同じようなことがあったらすぐに相談するように」と伝えた。 翌日、別の児童が、朝、校門に立つ4年学年主任に「AがBとCから、かわれている」と訴えた。4年学年主任がBに確認したところ、Bは「日常的にやりとりをしている遊びで、みんな言っている」と言ったため、「遊び」の中で起きた行為と判断し、BとC、それぞれに注意をした。 その後、Aは学校を欠席し始めた。 Aの父親が来校し、教頭先生に「娘はしつこく容姿をからかわれたことで、心身ともに苦痛を感じている」と訴えがあった。学校は、いじめ対策組織において改めて関係する児童らからの聞き取り調査を行うことを決め、調査の結果「いじめ」として認知した。 その後、BとCがAに謝罪をした。双方の保護者には、電話で謝罪の様子と学校の指導内容を伝え、いじめの事案の終結とした。	

学校いじめ防止基本方針をPDCAサイクルで見直す

学校いじめ防止基本方針をPDCAサイクルで見直す

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P25】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

いじめの防止等のための取組に係る目標設定

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P25】

2 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

いじめの解消とは・・・

いじめの解消について

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P25】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。